

# 平塚市医師会訪問看護ステーション 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 平塚市医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたった援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称など)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 平塚市医師会訪問看護ステーション  
(2) 所在地 神奈川県平塚市東豊田 4 4 8 番地の 3 平塚市保健センター内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1 名 (常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 3 名 (常勤兼務 1 名・常勤専従 2 名)  
介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。
- ①在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた居宅サービス計画を作成する。
- ②介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業所やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他便宜の提供を行う。

2 業務の状況に応じて、従業者数を増減する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 原則として月曜日から金曜日までとする。  
土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者負担はない。

2 (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

(2) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に対し提供し、居宅サービス計画及び指定サービス事業者等に関し利用者の同意を得た上で指定サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。

課題分析については居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いる。

(3) 居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及び指定サービス事業者に交付する。

(4) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的にかつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。

(5) 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

(6) 必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(7) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室等において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について分かりやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、平塚市全域とする。

2 通常の事業の実施地域を超えて行うものに要した交通費は、平塚市外縁から訪問先までとする。料金は別添のとおりとする。

(相談・苦情対応)

第 8 条 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望苦情に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第 9 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置については記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第 10 条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 従業者は、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する情報交換会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対して、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またまん延しないように次の号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する情報交換会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第14条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は平塚市医師会訪問看護ステーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成29年5月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から改訂施行する。

この規定は、令和2年4月1日から改訂施行する。

この規定は、令和4年11月1日から改訂施行する。